

青森県報

第二千八百十七号

平成十九年
八月十日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
右 同……………	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による施術者の指定……………	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同)	三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同)	三
ふ化業者の登録……………	(畜産課)	四
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(漁港漁場整備課)	四
公 告		
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表……………	(河川砂防課)	五
右 同……………	(同)	五

告 示

示

青森県告示第五百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
中畑歯科診療所	弘前市大字山道町一四の三	平成一九・三

青森県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
中畑歯科診療所	弘前市大字山道町一四の三	平成一九・三
えと内科医院	十和田市西三番町一の二八	一九・六・一
白銀吉田歯科医院	八戸市大字白銀町字大沢頭二八の六	一九・六・三
医療法人社団クロス・ストウ・ユー ESTクリニク2	弘前市大字福村字新館添二〇の五	一九・七・一
サカ工業局柏崎山本薬局	八戸市柏崎六丁目三〇の五	"
上磯調剤薬局三廐店	十和田市西二番町一三の二二	"
	東津軽郡外ヶ浜町字三廐新町六の三	"

青森県告示第六百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	株式会社わかば	訪問看護ステーションわかば	所在地	指月日
	十和田市西二丁目二番町二の二一	十和田市西二丁目二番町二の二一	平成一九・五・三一	

青森県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
	金匱堂薬局	むつ市柳町一丁目九の五五 むつ市柳町一丁目九の五一	平成一九・六・一

青森県告示第六百二一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定した

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施設所の名称	施設所の所在地	指年月日
田中 武雄	三戸郡五戸町字下大町三〇の一	五戸中央整骨院	三戸郡五戸町字下大町三〇の一	平成一九・六・一

青森県告示第六百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業者	指年月日
株式会社二チイ学館	居宅介護	二チイケア青森センター	平成一九・六・一
株式会社二チイ学館	重度訪問介護	二チイケア青森センター	
株式会社二チイ学館	居宅介護	二チイケア青森センター	
株式会社二チイ学館	重度訪問介護	二チイケア青森センター	
社会福祉法人幸仁会	生活介護	ゆきわり荘日中部	

株式会社二 チイ学館	株式会社二 チイ学館	社会福祉法 人同伸会	有限会社 だいち	有限会社 だいち	医療法人 仁泉会	医療法人 仁泉会	社会福祉法 人海陽会
東京都千代田区 神田駿河台二丁目 九	東京都千代田区 神田駿河台二丁目 九	八戸市大字大久 保字大山三三二の 一	和田市東三番 町六の二五	和田市東三番 町六の二五	八戸市大字尻内 町字直田八一	八戸市大字尻内 町字直田八一	上北郡野辺地町 字上小中野八〇 の一五
重度訪問 介護	重度訪問 介護	短期入所	居宅介護	居宅介護	重度訪問 介護	重度訪問 介護	短期入所
前セニチイケア センター タイケア 弘	前セニチイケア センター タイケア 弘	瑞光園	ヘルパ ーシ ョ ン	ヘルパ ーシ ョ ン	医療法人 仁泉会 ヘルパ ーシ ョ ン	医療法人 仁泉会 ヘルパ ーシ ョ ン	あすな ろク リ ー ナ ー ス
弘前市大字城東 中央五丁目四の 一 F D W I N G	弘前市大字城東 中央五丁目四の 一 F D W I N G	八戸市大字大久 保字大山三三二の 一	和田市東三番 町六の二五	和田市東三番 町六の二五	和田市大字奥 瀬字中平一五五	和田市大字奥 瀬字中平一五五	上北郡野辺地町 字上小中野八〇 の一五
"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第六百四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
名 称 主たる事務所の所在地	名 称	所在地	年月日
和団法人福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	ヘルパ ーシ ョ ン わ か ば	和団法人福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	平成 一九・五・三
和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	ヘルパ ーシ ョ ン わ か ば	和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	平成 一九・五・三
和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	ヘルパ ーシ ョ ン わ か ば	和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	平成 一九・五・三
和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	ヘルパ ーシ ョ ン わ か ば	和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	平成 一九・五・三
和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	ヘルパ ーシ ョ ン わ か ば	和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会 和団労働福祉会	平成 一九・五・三

青森県告示第六百五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	変更年月日
名 称 主たる事務所の所在地	名 称	所在地	年月日
特定非営 利活動法 人障害者 生活支援 センター あ び あ	居宅介護	八戸市東白 台山三丁目 二の二五	平成 一九・六・七
特定非営 利活動法 人障害者 生活支援 センター あ び あ	居宅介護	八戸市東白 台山三丁目 二の二五	平成 一九・六・七
特定非営 利活動法 人障害者 生活支援 センター あ び あ	居宅介護	八戸市東白 台山三丁目 二の二五	平成 一九・六・七
特定非営 利活動法 人障害者 生活支援 センター あ び あ	居宅介護	八戸市東白 台山三丁目 二の二五	平成 一九・六・七
特定非営 利活動法 人障害者 生活支援 センター あ び あ	居宅介護	八戸市東白 台山三丁目 二の二五	平成 一九・六・七

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉 法人五戸 福祉協 会	社会福祉 法人五戸 福祉協 会	三沢 支援セ ンター あ	特定非 営利活 動法人 障害者 生活支 援セ ンター あ	三沢 支援セ ンター あ	特定非 営利活 動法人 障害者 生活支 援セ ンター あ
三戸郡五戸 町字鍛冶 屋窪上三 三六	三戸郡五戸 町字鍛冶 屋窪上三 三六	八戸市東 白三丁目 二五	八戸市東 白三丁目 二五	八戸市東 白三丁目 二五	八戸市東 白三丁目 二五
居宅介護	居宅介護	自立訓練 (生活訓 練)	自立訓練 (生活訓 練)	行動援護	行動援護
五戸町社 会福祉協 会	倉石ヘル スセンター	クッパ クラブ	ヘルパー ズステッ ションあ	ヘルパー ズステッ ションあ	ヘルパー ズステッ ションあ
三戸郡五戸 町大字倉 石	三戸郡五戸 町大字倉 石	三沢市南 町三丁目 三一	三沢市泉 町一丁目 一〇五	三沢市南 町三丁目 三一	三沢市泉 町一丁目 一〇五
一九七一	一九七一	"	"	"	"

青森県告示第六百六号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登 録 年 月 日	ふ化業者の氏名	住 所	ふ化場の名称及び所在地
平成19三 第一号	平成 一九・七 二四	第一プロイラー 株式会社 代表取締役社長 白崎 憲二	八戸市卸センタ 一丁目一 八	第一プロイラー株式 会社青森野卵場 三戸郡福地村大字法 師岡字仁右工門山三 の 第一プロイラー株式 会社岩手野卵場 岩手県九戸郡洋野町 大野第一四地割字新 田五

青森県告示第六百七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年五月二十四日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十九年八月二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで階上町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

三戸郡階上町大字道仏字廿一二二の一七の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 三戸郡階上町大字道仏字廿一地区内の小舟渡漁港原点（X＝五〇七八〇・

九〇八、Y＝七二二七七・一〇〇）から三七五度三七分四八・八〇メー

トルの地点

の地点から二七一度三九分一〇・〇〇メートルの地点

の地点から二七一度三九分二・九〇メートルの地点

の地点から一八一度一七分二・六三メートルの地点

の地点から二七四度三九分二二・五九メートルの地点

- の地点 地点から三二六度二分八・六六メートルの地点
- の地点 地点から二六九度五四分五・九一メートルの地点
- の地点 地点から三三四度五分一五・八六メートルの地点
- の地点 地点から三三四度二分二・一五メートルの地点
- の地点 地点から二三三度五八分六・五七メートルの地点
- の地点 地点から三二八度一七分四・七五メートルの地点
- の地点 地点から三三一一度五二分七・一八メートルの地点
- の地点 地点から三三三度三分九・五〇メートルの地点
- の地点 地点から三三四度一分九・六三メートルの地点
- の地点 地点から三四八度三分一〇・七六メートルの地点
- の地点 地点から三五二度五分五・二六メートルの地点
- の地点 地点から九二度〇分八三・五八メートルの地点

3 面積 二、八七六・七七平方メートル

公 告

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定め、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中津軽郡民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成十九年八月十日

岩木川水系

青森県知事 三 村 申 吾

腰巻川	名 称	
	上 流 端	下 流 端
左岸 弘前市大字南大町一丁目 八番一五地先	右岸 弘前市大字南大町一丁目 一〇番一地先	平川への合流点

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定め、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部鯉ヶ沢道路河川事業所に備え置いて閲覧に供する。

平成十九年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

中津川水系

中津川	名 称	
	上 流 端	下 流 端
左岸 西津軽郡鯉ヶ沢町大字中 村町字中山ノ井五四四番 地先	右岸 西津軽郡鯉ヶ沢町大字中 村町字中清水崎一八番地 先	海に至る場所

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭